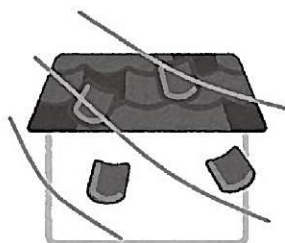


消費生活センターだより

暮らしのスクラム

災害に便乗した住宅の
修理にご注意ください!!

事例①

台風で屋根瓦が飛んだので、「近所で工事している」と訪問してきた業者と屋根工事を契約した。見積書はもらったが契約書はもらってない。早く工事してほしいので50万円を頭金として入金した。家族に高額ではないかと反対されたので解約したい。

事例②

「お宅の屋根の瓦がズれてますよ」と突然業者が訪問。屋根の損傷を指摘され、気が動転していたので言われるがまま修繕工事の契約をした。工事はその日のうちに終了した。屋根がどのような状態だったか写真もなく、よく考えると高額であり契約したことを悔やんでいる。契約書面はもらっていない。どうしたらよいか。



～アドバイス～

相談事例①②とも訪問販売なので、契約書面が交付された日から8日間はクーリング・オフ（無条件解約）が可能です。たとえ工事が終わっていても、全額返金を受けることができます。また、これらの事例では、契約書面が交付されていないため、8日が過ぎていてもクーリング・オフを主張することができます。

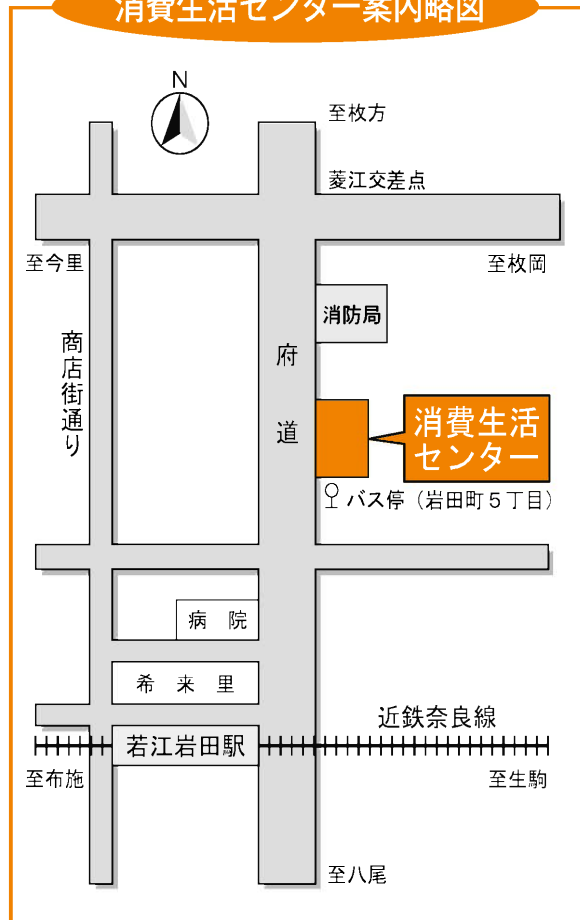
大規模な災害が発生した際には、消費者の不安な気持ちをあおったり、被災者を支援したいという気持ちに付け込んで金銭を支払わせる等の相談が多数寄せられる傾向があります。災害に便乗した勧誘には十分注意してください。

発行：東大阪市立消費生活センター

電話番号・所在地など、詳しくは裏面をご覧ください！

消費生活センターご案内

消費生活センター案内略図



〈消費生活相談窓口は〉

●電話

072-965-0102

●受付時間

午前9時30分～午後4時まで
(土・日・祝日を除く)

※ 来所相談の場合は、事前に電話予約してください。

●交通：近鉄奈良線若江岩田駅下車 北へ徒歩約5分

〒578-0941 東大阪市岩田町5丁目7番36号

東大阪市立消費生活センター

TEL 072-965-6002(事務所)

FAX 072-962-9385

開館時間 午前9時から午後5時30分まで

… 相談窓口ではこんなことをしています …

- ◆ 自主交渉の助言………消費者がご自分で解決できる方法を助言します。
- ◆ 苦情処理のあっせん ……契約に問題があれば、必要に応じて事業者とのあっせんをいたします。
- ◆ 専門機関の紹介………センターでお受けできない相談は、専門機関をご紹介します。
- ◆ 消費生活にかかわる情報提供など

★消費生活センターでお受けできない相談

- ◆ 事業者からの相談
- ◆ 個人間のトラブル
- ◆ 行政への苦情
- ◆ 損害賠償の請求



〈土曜・日曜の相談窓口〉

土曜日…(公社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 ☎06-4790-8110

午前10時から午後4時まで

日曜日…(公社)全国消費生活相談員協会 ☎06-6203-7650

午前10時から午前12時(正午)まで、午後1時から午後4時まで

表面もご覧ください！